

# 京都大学における自己点検・評価の基本方針

(平成23年9月27日 大学評価委員会決定)  
(平成27年11月17日 大学評価委員会一部改正)  
(平成31年4月26日 大学評価委員会一部改正)  
(令和元年6月5日 大学評価委員会一部改正)  
(令和2年9月18日 大学評価委員会一部改正)  
(令和3年11月8日 大学評価委員会一部改正)

## 1 趣旨・目的

本学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、創造的な研究、教育及び社会連携における活動を通じて、地球社会の調和ある共存に貢献することを重要な使命としている。この使命のもと本学の活動の発展・向上を図るためには、教育、研究、社会連携や組織運営等に関する継続的な点検、評価とそれに基づいた改善が不可欠である。これは学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項で義務付けられている点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に期待されているところでもある。本基本方針では、本学の理念に掲げた社会的使命の達成に向けて、大学全体として実施する自己点検・評価の指針を示す。

なお、従前の、部局として実施する自己点検・評価については、各部局において定めるものとする。また、教員活動に関する点検・評価の実施については、「京都大学における教員評価の実施に関する規程」（平成19年達示第71号）によるものとする。

## 2 評価単位（実施対象）

自己点検・評価の対象とする単位は、研究科、学部、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及びセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）を基本に組織面と活動面の両方から適切な評価単位を大学評価委員会（以下「委員会」という。）が設定（以下「実施対象部局」という。）する。

## 3 取りまとめ時期

自己点検・評価は実施対象部局の活動の理念や内容に応じ、評価に基づく改善を実施する上で適切な時期に行うべきものであるが、一方で国立大学法人においては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2に定める国立大学法人評価（以下「法人評価」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に定める大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を受けることが義務付けられている。そこで、全学における自己点検・評価の取りまとめ時期は、法人評価及び認証評価の実施時期を考慮して、委員会において別途定めるものとする。

## 4 自己点検・評価の体制と項目

実施対象部局での教育、研究、社会連携や組織運営等に関する事項についての自己点検・評価は、京都大学大学評価委員会規程（平成13年達示第25号）第7条に規定する部局委員会が中心となって実施するものとする。また、自己点検・評価の項目は、実施対象部局の活動の理念や内容に応

じ、評価に基づく改善を考慮に入れて実施対象部局が主体的に定めるものとする。その場合、法人評価における「現況調査表」等で定められる分析項目及び認証評価における「自己評価書」等で定められる基準・分析項目を考慮して委員会が決定する項目を含むものとする。なお、自己点検・評価の項目を確認する手順については、自己点検・評価の実施時期に応じて、その都度、委員会が基本的事項を定め部局に示すものとする。

## 5 自己点検・評価結果の取り扱い

実施対象部局は、自己点検・評価の結果を委員会に提出するものとする。委員会は、実施対象部局から提出を受けた自己点検・評価の結果に基づき、全学に係る点検及び評価を実施し、その結果を総長へ報告するとともに公表するものとする。なお、公表にあたっては、その性質上開示に適さないものを除き、ウェブサイトなどを活用する。

## 6 自己点検・評価結果に基づく改善

内部質保証システム（自己点検・評価の結果を活用して、自己改善に繋げるためのシステム。「京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの構築及び機能強化指針」（令和3年9月24日大学評価委員会決定）に定めるものをいう。）を活用したPDCAサイクルを引き続き実効的に運用することにより、全学的な改善を推進し、本学全体の評価の質の向上に努める。

## 7 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 実施対象部局は、必要に応じて専攻・学科・附属施設等の教育研究活動を担う下位組織の特性に配慮して、自己点検・評価を行うものとする。
- (2) 自己点検・評価を実質化するとともに、その内容を検証可能なものとするため、根拠資料・データに基づく評価を行う。
- (3) 自己点検・評価に際しては、学問分野の特性などに配慮しながら、学生や社会など教育研究活動の成果のステークホルダーの視点を組み入れるとともに、客観的かつ国際的な評価を視野に取り入れる。
- (4) 過去の業績に基づくとともに、大学の置かれた環境や学問領域等の変化への対応など、将来を見据えた点検・評価に努める。
- (5) 自己点検・評価活動そのものの効果と効率に配慮して、より実効的なPDCAサイクルとなるようその手法の改善に努める。